

法律名	鳥獣保護法
施行年	平成14年（大正7年法の全面改正）
目的	この法律は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。（第一条）
対象者	国、都道府県、市町村、鳥獣を狩猟する者、保護区の開発をする者
規制対象事業規模	特になし
規制内容	<p>環境大臣又は都道府県知事が、鳥獣の保護を図るため、特別保護地区（第29条）を指定している地区があり、そこでは開発は制限され、バイオマス事業も例外ではない。</p> <p>特別保護区域で次の行為をするときは、環境大臣又は都道府県知事の許可が必要である（第29条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 ・ 水面を埋め立て、又は干拓すること。 ・ 木竹を伐採すること。 ・ 鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として政令で定めるもの <p>許可を申請した場合、環境大臣又は都道府県知事が、鳥獣・生息地の保護に重大な支障があると判断されたら、許可されない（第29条9）。また、条件が付けられる場合（第29条10）や指示・原状回復命令を受ける場合（第30条）もあり得る。</p>
備考	・ 製材工場等残材、林地残材を原料として用いるバイオマス関連の施設を、原料産出地に近く整備する場合は、この鳥獣保護法や森林法など縁系の規制法によく注意。
資源分類	製材工場等残材、製紙残差、家畜排泄物、食品廃棄物、水産物残差、下水汚泥、生ごみ、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	飼料、肥料・コンポスト、炭化、機械的加工、高分子成分分離、

	工业原料化、新材料合成、热化学的变换、生物化学的变换
ビジネスプロセス	事業計画、適地選定、開発許可、原材料確保許可
関連法	森林法、首都圏近郊緑地保全法など緑系の規制法